

第1章 総則

第1条 (会員規約)

1. 本規約は、株式会社アイテック（以下「当社」といいます）が運営する QT-net（クイック・タッチ・ネット：略称キューティーネット）ポイント倶楽部（以下「当倶楽部」といいます）が提供するサービス（以下「当倶楽部サービス」といいます）に関して、第4条に定める会員（以下「会員」といいます）に対し適用されるものとしします。
2. 当倶楽部が会員に発行する当倶楽部サービス用カードを「QT-net 倶楽部カード」といいます。
3. 当倶楽部が会員に付与するサービスポイントを「QT-net ポイント」といいます。

第2条 (会員規約の範囲)

1. 当倶楽部のサイト（以下「当サイト」といいます）上への掲載、電子メールの送信、書面の送付その他当倶楽部が適切と判断する方法により、当倶楽部が定め通知する会員規約以外の諸取扱規定（以下「利用規約等」といいます）も、本会員規約の一部を構成するものとしします。
2. 本規約の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等が優先して適用されるものとしします。

第3条 (会員規約の変更)

1. 当倶楽部は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとしします。この場合、可能な限り事前に、変更後の規約を当倶楽部が適当と判断する方法で告知するものとしします。

第2章 会員

第4条 (会員)

1. 本規約における会員とは、本規約に同意の上、入会希望者本人が入力等により申し込みを行い、当倶楽部が入会を承認した個人を言い、いかなる形態であっても会社、団体での会員資格は認められません。また、同一名義による複数の申込み、架空名義・他人名義等による申込みはできません。
2. 16歳未満の方の会員資格は認められません。入会に際し、生年月日による確認を行いません。
3. 入会費、及び年会費はありません。

第5条 (カードの発行)

1. 前条の要件を満たした会員には、一会員につき1枚、QT-net ポイント倶楽部カード(以下「当カード」といいます)を発行します。
2. 当カードは、発行日当日より、本規約第14条所定の当倶楽部サービスを受けることができます。
3. カード発行手数料はありません。

第6条 (変更の届出義務)

1. 会員は、登録情報、登録カード情報、その他当倶楽部に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で当倶楽部に変更を届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったために会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第7条 (有効期限)

1. 会員の資格の有効期限は入会承認後1年間とし、1年ごと自動更新とします。

第8条 (ポイントの失効)

1. QT-net ポイントは1年間の利用(付与・交換)空白が生じた場合、失効します。

第9条 (退会)

1. 会員が退会する場合は、当倶楽部所定の退会手続きにより、当倶楽部に届け出るものとします。
2. 前項の規定に関わらず、以下の場合、会員資格は直ちに無効となり、自動的に退会とし、既に当該会員に発行した QT-net ポイントは失効します。
 - (1) 第12条または第13条の禁止行為を行った場合
 - (2) その他本規約に違反した場合
 - (3) 10年間の利用空白が生じた場合
3. 会員に連絡が取れなくなった場合、当倶楽部の判断により、当該会員が取得し、累積した QT-net ポイントの失効手続を行うことができるものとします。

第3章 会員の義務

第10条 (自己責任の原則)

1. 当倶楽部の利用に関連し、会員が他の会員その他の第三者に対し損害を与えた場合、又は他の会員その他の第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の責任と費用にてこれを解決するものとし、当社は何らの責任をも負いません。

第11条 (当カードおよび暗証番号の管理責任)

1. 会員は、当カード及び暗証番号の使用および管理について一切の責任を持つものとします。
2. 会員の当カードが第三者に使用されたことで当該会員が被る損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員は、当カードを紛失した場合、及び当カードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当倶楽部にその旨を連絡するとともに、当倶楽部からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第12条 (営業活動の禁止)

1. 会員は、当倶楽部が認める場合を除き、当倶楽部での営業活動、営利を目的とした利用、およびその準備を目的とした利用（以下「営業活動」といいます）を行うことはできません。

第13条 (その他の禁止事項)

1. 第12条の他、会員は以下の行為を行わないものとします。以下の行為が見られた場合、当該会員、または、全会員に対して、サービス提供を制限、又は、中止することがあります。
 - (1) 時間貸駐車場での不正入出庫行為
 - (2) 法令・条例・本規約等に違反する行為
 - (3) 当倶楽部の情報・データ等を改ざん、消去等する行為
 - (4) 会員本人以外の名義で当倶楽部を利用する行為
 - (5) 当倶楽部サービス上の設備（当倶楽部が、当倶楽部サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。以下同様）に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与え、又はそのおそれのある行為
 - (6) 上記各号の他、法令、本規約若しくは公序良俗に違反する行為、当倶楽部サービスの運営を妨害する行為、当倶楽部の信用を毀損し若しくは当倶楽部の財産を侵害する行為、第三者若しくは当倶楽部に不利益を与える行為
 - (7) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これらに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断する行為
 - (8) その他、当倶楽部が会員として不適切と判断する行為

第4章 当倶楽部の利用

第14条 (当倶楽部サービスの内容)

1. 会員は、以下の行為により、QT-net ポイントの付与を受けることができます。
 - (1) QT-net ポイントを付与することができる、QT-net マークが掲示されている駐車場にて、料金の支払をした上で、当カードを提示すること
2. 累積した QT-net ポイントは、規定数に達した段階で、会員からの申請に基づき、各種サービス・商品に交換することができます。
3. 次の場合にはポイントサービスを受けることができません。
 - (1) 会員による駐車場の精算時、当カードを提示しない場合

- (2) 会員による駐車料金精算時の駐車サービス券等による支払い額分
4. 各種サービス・商品へのポイント交換、その他当倶楽部サービスの内容の詳細については、当サイトに記載するものとします。

第5章 運営

第15条 (会員番号の一時停止等)

- 1. 当倶楽部は、以下のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得ることなく、付与した会員番号の使用を停止することがあります。
 - (1) 電話、電子メール等の手段で会員に連絡できない場合
 - (2) その他当倶楽部が緊急性を認めた場合
- 2. 前項に基づく措置により当該会員が当倶楽部を利用できずに損害を被ったとしても、当社は何らの責任をも負わないものとします。

第16条 (当倶楽部サービスの内容等の変更)

- 1. 当倶楽部は、会員への事前の通知、承諾なくして当倶楽部の諸条件、運用規則、当倶楽部サービスの内容、名称等を変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。この変更には、当倶楽部の内容、名称に関する全部又は一部の改廃等を含みます。
- 2. 前項に基づく変更については、当サイト上への掲載、電子メールの送信、書面の送付その他当倶楽部が適切と判断する方法により、当倶楽部が会員に通知します。

第17条 (当倶楽部サービスの一時的な中断)

- 1. 当倶楽部は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に当倶楽部サービスを中断することができます。
 - (1) 当社および当倶楽部設備の保守を緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電若しくは地震、噴火、洪水、津波等の天災により当倶楽部サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により当倶楽部サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) その他、運用上又は技術上当倶楽部が当倶楽部サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

2. 当社は、前項各号のいずれかの事由により当倶楽部サービスの提供の遅延、又は中断等が発生し、これに起因して会員が被った被害について一切責任を負いません。

第18条 (当倶楽部サービスの提供の中止)

1. 当倶楽部は、ホームページその他当倶楽部が適切と判断する方法で通知をした上で、当倶楽部サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。
2. 当社は、当倶楽部サービスの提供中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第19条 (当倶楽部の運営の委託)

1. 当社は当倶楽部の運営を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第6章 損害賠償等

第20条 (免責)

1. 当社は、会員および第三者が当倶楽部に登録して会員に提供する情報・データ等について、その完全性、正確性、または有用性等に関し、何らの保証を行うものではありません。
2. 当社は、当社の責めに帰し得ない事由に基づく、当倶楽部に登録した会員情報・データ等の消失または第三者の不法行為による改ざん等に関しては、いかなる責任も負わないものとします。
3. 前各項の他、当社は、当倶楽部の利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、および当倶楽部サービスの提供の遅延又は中断等の発生の結果、会員又は第三者が被った損害等に対し、当社の責めに帰すべき事由が存する場合を除き、何らの責任をも負わないものとします。
4. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、会員の損害につき、過去直近12ヶ月間に会員が駐車場事業者を支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、当社は賠償する責任を負わないものとします。

第7章 会員情報の利用

第21条 (会員情報の取扱い)

1. 当社は、個人情報を下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - ・ ご注文いただいた商品等の発送及び発送業務に関するご連絡
 - ・ 会員様のご利用実績に基づいた会員ポイント管理及びご連絡
 - ・ サービス・キャンペーン・イベント等のご案内尚、個人情報を当社に与えることについてご本人様の任意性は存在しますが、与えられなかった場合は、当該利用目的を達成することができず、ご本人様が期待された結果が得られないことがあります。
2. 上記1の利用目的を達成する範囲で一部または全部の業務を外部事業者に委託を行うことがあります。当社の選定基準を満たす委託先を選定するとともに、個人情報の取扱いに関する契約を締結し、適切な監督をいたします。
3. 当社は、次の場合を除き、当社以外の第三者に、個人情報のご本人様の事前の同意なく提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要であってお客様の同意を取ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進の為に特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき
 - (5) 個人情報を集計・分析し、個人を識別、特定できない形態で、統計データ、機械学習の素材等として使用する場合
4. 当社は当社が保有する個人情報について、苦情・ご相談、個人情報のご本人様又はその代理人様から当該個人情報の開示、利用目的の通知、訂正・削除、利用又は第三者提供の停止のご請求（以下、「開示等のご請求」といいます。）がある場合は、次の通り対応いたします。

個人情報保護管理者及び個人情報に関する開示等のご請求窓口
次の者を当社の個人情報保護管理者の代理人とし、開示等のご請求
に対応します。

【所属】 株式会社アイテック

【役職】 個人情報保護相談窓口担当者（コールセンターマネージャー）

【住所】 〒112-0004 東京都文京区後楽 2-1-3 NS 飯田橋ビル

【連絡先】 TEL : 03-5802-6871 FAX : 03-5802-6872

E-Mail : pms@i-tech-corp.co.jp

【受付時間】 10:00～17:00

但し、土・日・祝日・年末年始は休業となります。

5. 当社が管理するお客様の個人情報の開示、利用目的の通知、訂正、削除または利用停止等をご希望の場合は、当サイト
(<https://www.i-tech-corp.co.jp/policy/>) に記載した「個人情報の取扱いについて」の4(2) 開示等のご請求の方法 を参照の上お申し出下さい。

第8章 その他

第22条 (権利の帰属)

サービスに関する著作権、特許権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権は、当社又は当該権利を保有する第三者に帰属しており、本規約に基づくサービスの利用許諾は、当サイトまたはサービスに関する当社又は当該第三者にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡もしくは使用許諾を意味するものではありません。

第23条 (秘密保持)

1. 会員は、サービスに関連して当社が会員に対して開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、サービスを利用するためのみに使用するものとし、また、秘密として取り扱うとともに第三者に開示又は漏洩しないものとします。

第24条 (分離可能性)

1. 本規約のいずれかの条項が何からの理由で無効となった場合であっても、当該条項については、当該無効理由が当てはまらない限り効力を維持するよう限定的に解釈するものとし、また、その他の条項は効力を失わないものとします。

第25条 (準拠法)

1. 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条 (専属的合意管轄裁判所)

1. 当社および会員は、当社と会員の間でこの会員規約につき訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

2010年2月22日制定

2011年12月1日改定

2015年7月21日改定

2020年4月1日改定